

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

- 1 件名
電波法施行規則等の一部改正
- 2 対象品名
インマルサット人工衛星局の中継により通信を行う 3GPP の衛星 NB-IoT の規格
に対応した無線機器
- 3 趣旨及び目的
国内外の事業者等からの要望を踏まえ、3GPP の衛星 NB-IoT の規格に対応した
インマルサット衛星を使用するインマルサット IoT 型を我が国に導入可能とす
るため
- 4 施行予定日
令和7年6月
- 5 意見提出先
総務省 総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5901
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間